

令和7年度

仕 様 書

山 口 処 理 場 汚 水 圧 送 管 清 掃 業 務

環境局 環境事業部 処理場管理事務所 山口処理場

山口処理場汚水圧送管清掃業務仕様書

1. 業務内容

本業務は、山口緑地（集水槽 A ブロック）から第 2 山口処理場処理棟内までの汚水圧送管内に固着したスケールを除去し、清掃作業を行う。

また第 3 山口処理場の埋立地各ブロックから処理棟内までの汚水圧送管内に固着したスケールを除去し、清掃作業を行うものである。

2. 業務場所 第 2 山口処理場 札幌市手稲区手稲山口 295
第 3 山口処理場 札幌市手稲区手稲山口 364

3. 履行期間 契約日から令和 7 年 12 月 19 日まで。

4. 作業計画

業務実施にあたり、下記の書類を作成し、業務主任に提出すること。

- (1) 実施工程表
- (2) 現場組織表
- (3) 主要機械一覧表
- (4) 主要資材一覧表
- (5) 作業方法
- (6) 施工管理
- (7) 緊急連絡体制表
- (8) 安全管理計画

5. 作業方法等

- (1) ポリピック工法等により配管内のスケール（堆積物）を除去する。
- (2) 洗浄作業場所

第 2 山口処理場

ア 汚水圧送管（鋳鉄管 $\phi 100$ ）：ポリピック工法等により洗浄する。

- ・ 集水槽 A ブロック～中間地点（487m）
- ・ 中間地点～処理棟（屋内部）（140m）

第 3 山口処理場

ア 汚水圧送管（鋼管 $\phi 100$ ）：ポリピック工法等により洗浄する。

- ・ A ルートの汚水圧送管（466m）をポリピック工法等により洗浄する。
- ・ B ルートの汚水圧送管（199m）をポリピック工法等により洗浄する。

イ 堤内圧送管（鋼管 $\phi 75$ ）：高圧水洗浄工法等により洗浄する。

- ・ A ブロック堤内圧送管（33m）

- ・Dブロック堤内圧送管（33m）
- ウ 場内圧送管（鋼管φ100）：高圧水洗浄工法等により洗浄する。
- ・場内圧送管（84m）（調整槽まで43m、調整槽～分配槽41m）

（3）洗浄用水は支給する。

（4）作業手順（ポリピッグ工法）

- ア. ピグを配管に挿入し、ランチャーを用いて背後より水圧を加えることにより、管内を走行させる。
- イ. ピグは、配管取外し箇所のスケール付着量の状況により、基本的には小口径より順次口径を大きく、かつ、軟らかいものより硬いものへ行う。
- ウ. 洗浄排水（スケール等）は、一度タンクで受けた後、汚泥吸引車にて抜き取り、委託者の指定する場所に廃棄すること。
- エ. ピグ材料については必要数量を受託者において確認し用意すること。

6. 主要機械及び資材

業務の施工にあたり、必要となる主要機械及び資材は下表を参考とし受託者において用意すること。選定した機材はあらかじめ業務担当職員の承諾を得ること。

主要機械及び資材名	仕様等
圧送用ポンプ	10kg/cm ² 900ℓ/min
ランチャー類	発射装置、接続継手一式
排水用仮設材料	ホース、タンク置き台
給水タンク類	ポリタンク3t×2基（復旧剤含む）
発電機	75KVA・94PS（69Kw）
汚泥吸引車	8t以上、224kW
ユニック付トラック	4t・2.9t吊程度
資材運搬車（中小トラック）	2t程度
給水車	タンク容量6,300ℓ程度
ポリピッグ（ダイヤックス同等品）	設計内訳書の項目による

7. 諸法規の遵守

受託者は業務の施行に当たり、労働基準法・労働安全衛生法・労働災害保障保険法・道路交通法等の諸法令を遵守し、運営・適用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

8. 環境配慮

本業務において、委託者である札幌市の公共工事各種ガイドラインに準じ、環境負荷の低減に努めること。

9 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

10 提出書類

受託者は、札幌市契約規則により関係書類を業務主任に提出しなければならない。
(表 1 参照)

表 1

提出書類	部数	提出期限	備考
業務着手届	2	着手と同時	経歴書含む (//)
業務責任者届	2	着手と同時	
健康保険証写し	2	着手と同時	
業務工程表	2	着手と同時	
業務日報	1	作業を実施した日	(//)
施工図	1		
業務完了届	2	完了と同時	
材料納品書	1	完了と同時	指示がある場合のみ提出
業務写真	1	完了時	

11. 点検、承認

業務責任者は、業務に使用する機材について、事前に業務主任の点検又は承認を受けなければならない。

12. 業務中の検査

業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務主任の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

13. 業務現場管理

- (1)業務責任者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2)業務責任者は常に処理場管理者と連絡を取り合い、異常増水時に対処できる準備をしておかなければならない。
- (3)業務責任者は業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷が生じた事故及び第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を業務主任に報告しなければならない。
- (4)清掃前後の管開口部の写真撮影を行うこと。
- (5)清掃前後の流量を測定すること。

14. 特記事項

- (1)本管の取外し、取付けには十分注意し、ボルト等の締め忘れのないようにすること。また、本管に損傷を与えないようにすること。
- (2)スケール等汚物は、指定場所に投棄すること。
- (3)作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。

- (4) マンホール内等は酸欠の可能性があるため、換気及び酸素濃度測定を適切に行い作業を行うこと。
- (5) 作業完了の際は、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- (6) 作業時間は、原則として平日の 9 時～17 時までとし、土、日曜及び祝日は作業を行わないこと。
- (7) 作業に必要な機器、工具、消耗品類及び廃棄物処分費は、受託者の負担とする。
- (8) 業務中又は業務完了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
- (9) 本仕様に明記されていない事項にあっては、双方協議のうえこれを行うこと。



